〇土佐町環境保全条例 平成14年4月12日条例第2号 土佐町環境保全条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、森と水に恵まれた土佐町の環境の保全と創造について、町長、事業者及び町民が、それぞれの責務を明らかにし、町の環境保全に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的に推進し、もって現在及び将来における地球環境の保全と、町民の健康で文化的な生活の維持及び向上を図ることを目的とする

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 町民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる生活環境、自然環境をいう。
- (2) 生活環境 人の生活に係る環境をいう。
- (3) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水および動植物等を一体として総合的にとらえたものをいう
- (4) 公害事業 活動その他の人の活動に伴い良好な環境を破壊する大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動及び悪臭等をいう。
- (5) 事業者 本町において事業活動を営む者をいう。
- (6) 開発行為 木竹の伐採、土地の形状変更、土石の採取、建物その他工作物の新築及び増改築、その他自然環境の著しい改変をいう。
- (7) 畜、家きん 「家畜」とは牛、馬、豚、めん羊及び山羊等をいい、「家きん」とは、あひる及び鴨等をいう

(町長の責務)

第3条 町長は、すべての町民が健康で文化的な生活を営めるよう良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 町長は、土地の区画形質の変更等を伴う開発又は整備を目的とする行為が環境と調和を保って行われるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 町長は、良好な環境を確保するため、環境施設の総合的整備に務めなければならない。
- 4 町長は、常に公害の発生源を監視するとともに、発生原因、発生状況等に関する事項について調査しなければならない。
- 5 町長は、公害が町民の健康で快適な環境に及ぼす影響、町民の健康に及ぼす影響等を監視し、調査しなければならない。
- 6 町長は、良好な環境の形成に関する意識の高揚と知識の普及を図るとともに、事業者又は町民の自主的活動の助長に務めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自然環境の改変を最小限にとどめ、自然の回復に務めるとともに、生活環境の破壊、汚染等公害の防止について、その責任と負担において、必要な対策及び措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、良好な環境を確保するため、常に施設等を適正に管理するとともにその作業状況を監視しなければならない。
- 3 事業者は、町長その他の行政機関等が実施する良好な環境の確保に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、日常生活を水と緑に満ちた潤いのあるものにするため、河川の清潔維持と樹木、花等を植栽するなど地域の緑化を推進し、自然環境の保全に自ら務めなければならない。

2 町民は、町長その他の行政機関等が実施する良好な環境の確保に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 生活環境の保全

(公害の防止)

第6条 事業者は、事業活動に伴うばい煙、粉じん等の大気汚染河川等公共水域の水質汚濁、騒音、振動、廃棄物等によって、公害が発生しないよう適切な防止施設及び処理施設の整備に務めなければならない。

2 何人も、法令に違反しない場合であっても、近隣住民の生活環境をさまたげないよう公害の防止に務めなければならない。

(燃焼不適物の焼却禁止)

第7条 何人も、住宅が集中している地域及びその周辺地域において、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他燃焼に伴って悪臭が生じ、または著しいばい煙及び有毒なガスが発生するおそれのあるものを焼却してはならない。

(公共の場所等の清潔保持)

第8条 何人も、公園、道路、山林、河川、あき地その他公共の場所等に廃棄物を投棄、又は汚損してはならない。

(工事施工者の義務)

第9条 土木工事、建設工事その他の工事を行う者は、その工事に関し土砂、廃材、資材等が河川、道路、その他の公共の場所およびその周辺に飛散し、脱落し、流出しまたは堆積しないよう必要な措置を講じなければならない。

(排水の処理)

第10条 家庭排水を排出する者は、これを衛生的に処理し、公共水路等を汚染することがないように努めなければならない。

(家畜等飼養施設の維持管理)

第11条 家畜又は家きんの飼養施設を管理する者は、汚物、汚水の処理施設を設け、これを衛生的に維持管理し、悪臭の発散及び汚物、汚水の流出防止に努めなければならない。

(廃棄物の処理)

第12条 何人も、廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。

第3章 開発の制限

(開発行為の協議等)

第13条 開発行為を行おうとする者は、あらかじめ町長に協議し、同意を得なければならない。

- 2 前項の同意を得ようとする者は、規則で定めるところにより協議書に開発事業計画を添え、町長に提出するものとする。
- 3 町長は、前項の協議書の提出があった場合には、速やかに内容を調査し、同意又は不同意の決定をし、その旨通知するものとする。

(適用除外)

第14条 前条の規定は、次の各号に掲げる行為については適用しない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で町長が定めるもの
- (2) 非常災害のために必要な臨時の措置として行う行為
- (3) 国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体が、行う行為のうち良好な環境の保全に支障を及ぼすおそれのないもの
- (4)農林業を営むために必要な行為

第4章 環境保全の措置

(協定の締結)

第15条 町長は、良好な環境の保全に関し必要と認めるときは、事業者と公害防止又は環境保全に関する協定を締結することができる。

(指導、勧告及び命令)

第16条 町長は、良好な環境の保全に関し必要と認めるときは、事業者その他の関係者に対して指導若しくは勧告をすることができる。

2 町長は、第13条に規定する協議をした者に対し、良好な環境を保全するために必要があると認められるときは、計画の変更又は自然回復のための措置及び公害の防止に必要な措置を講ずることを指導することができる。

3 町長は、前項に規定する指導に従わない者又は第13条の協議をしないものに対し、当該開発行為の中止、原 状の回復等、良好な環境の保全に必要な措置をとるよう勧告し、又は命ずることができる。

4 町長は、第7条、第8条、第9条に違反して良好な環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を 行っている者に対し、必要な措置をとるよう指導し、勧告し、または命ずることができる。

第5章 雑則

(立入調査)

第17条 町長は、この条例の施行に関し、必要な限度において関係場所へ職員を立ち入らせて状況を調査させることができる。

2 前項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

(苦情及び紛争の処理)

第18条 生活環境及び開発の規制に関する苦情のある者又は紛争の当事者は、町長に対し苦情又は紛争の調停若しくは斡旋の申し立てをすることができる。

2 町長は、前項による申し立てがあったときは、速やかに実情を調査し、適切に処理するよう務めなければならない。

(審議会)

第19条 町長は、必要に応じ環境保全審議会を設置し、意見を求めることができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。